

■ □前橋市内で 転居 された方へ □ ■

《令和5年6月現在》

以下の手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

※ 来庁される場合は、必ず**本人確認書類**（運転免許証、パスポート、在留カード、マイナンバーカード等の顔写真つきのもの。健康保険証など顔写真つきでないものについては、複数点での確認となります。例：国民健康保険証と年金手帳など）をご持参ください。

手続きの内容

受付窓口

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橘

住民登録関係【マイナンバー(個人番号)カード・在留カード・年金等】

<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カード(顔写真つき)をお持ちの方</p> <p>カードに新しい住所を記載（マイナンバーカードは表面、住民基本台帳カードは裏面へ）し、データの更新をします。</p> <p>《必要なもの》 マイナンバーカード または 住民基本台帳カード（顔写真つきのもの）</p> <p>※手続きの際に、暗証番号の入力が必要です。</p>	<p>1階4番 市民課 《直通》027-898-6101 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 署名用電子証明書（e-Tax等の電子申請に使用するもの）をご利用の方</p> <p>住所変更により失効しますので、必要な方は新規発行の手続きをしてください。なお、手続きの際に暗証番号の入力が必要です。</p> <p>《必要なもの》マイナンバーカード</p> <p>※住民基本台帳カードへの署名用電子証明書の新規発行はできません。</p> <p>※マイナンバーカードに発行されている利用者証明用電子証明書（コンビニ交付等で使用するもの）は住所変更があっても失効しません。</p> <p>※代理人の場合即日での手続きは出来ません。事前にお問い合わせください。</p>	<p>1階4番 市民課 《直通》027-898-6101 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカードの交付申請をされる方</p> <p>新しい申請書を交付しますので、必要な方は窓口でお申し出ください。</p> <p>※住所変更前に所持していた申請書はご利用いただけませんのでご注意ください。</p>	<p>1階4番 市民課 《直通》027-898-6101 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書（みなし証明書）をお持ちの方</p> <p>カードの裏面に新住所等を記載します。</p> <p>新住所地に転居した日から14日以内に、カードを持参して手続きをしてください。</p>	<p>1階5番 市民課 《直通》027-898-6106 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 国民年金・厚生年金を受給している方</p> <p>日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、「住所変更届」の提出は不要です。ただし、住所変更が自動で行われないように設定されている場合は届出が必要です。マイナンバーの収録の有無、住所自動変更の設定状況が不明な方は、市民課年金係の窓口にお越しいただくか、基礎年金番号がわかるものをご用意いただいたうえで、年金事務所にお電話でお問い合わせください。</p>	<p>1階9番 市民課 《直通》027-898-6254 【4支所】</p> <p>前橋年金事務所(お客様相談室) 《直通》027-231-1709</p>

介護保険

<p><input type="checkbox"/> 介護保険の被保険者 (65歳以上の方、40～64歳で被保険者証の交付を受けている方)</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険の各種減額認定証等の交付を受けている方</p> <p>新住所への書き換えをしてください。</p> <p>『介護保険負担割合証』をお持ちの方も書き換えが必要です。</p> <p>《必要なもの》 該当する被保険者証等</p> <p>* 各種減額認定証…介護保険負担限度額認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証</p>	<p>2階37番 介護保険課 《直通》027-898-6157 027-898-6158 027-898-6159 【5支所】【5SC】</p>
--	---

手続きの内容

受付窓口

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サビセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

国民健康保険

<input type="checkbox"/> 国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証をお持ちの方 新住所への書き換えをしてください。 《必要なもの》 国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証	2階22番 国民健康保険課 《直通》027-898-6249 【4支所】
<input type="checkbox"/> 国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の記号番号が変更される場合は、書替えてください。 《必要なもの》 国民健康保険特定疾病療養受療証	

後期高齢者医療

<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の加入者(75歳以上の方又は65～74歳で一定の障害をお持ちの方) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療限度額適用（・標準負担額減額）認定証をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特定疾病療養受療証をお持ちの方 お手続きの必要はありません。新住所へ被保険者証等を郵送交付します。	2階23番 国民健康保険課 《直通》027-898-6253 【5支所】【5SC】
--	---

福祉医療

<input type="checkbox"/> 福祉医療（子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者）を受給している方 新住所への書き換えをしてください。 《必要なもの》 ①福祉医療費受給資格者証 ②健康保険証 福祉医療費受給資格者証の書き換えは、電子申請ができます。 電子申請用URL https://s-kantan.jp/city-maebashi-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6554	2階24番 国民健康保険課 《直通》027-257-0680 【5支所】【5SC】 ※ひとり親家庭は、【城南支所】、【5SC】では手続きできません。
---	---

子ども

<input type="checkbox"/> 市立の小学校及び中学校の児童生徒で学区が変わる方 転居手続き後、入学通知書を発行いたします。 ※現在通学している学校に継続して通学を希望される場合は、ご相談ください。（継続して通学するには要件がございます） ※現在通学している学校の学区内の転居の場合、手続きの必要はありません。 （学区の確認が必要な場合は、学務管理課までご確認ください）	10階 学務管理課 《直通》027-898-5812
<input type="checkbox"/> 保育所（園）・認定こども園等に通っている方 世帯構成や戸籍の記載内容に変更がある場合、住所等変更届を通園施設もしくはこども施設課へ提出してください。	保健センター2階 こども施設課 《直通》027-220-5705
<input type="checkbox"/> 児童手当を受けている方 住所変更届を提出してください。（ご家族全員で転居された場合は、お手続き不要です）	2階25番 児童手当窓口 保健センター2階 こども支援課 《直通》027-220-5701 【5支所】【5SC】
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受けている方 保健センターこども支援課に住所変更届を提出してください（児童扶養手当証書、借家契約書等の居住の状況の分かる書類をお持ちください）。 ・婚姻または事実婚により、転居する場合は資格喪失届を提出してください。 ※2階25番窓口では受付できません。なお、お手続きは14日以内をお願いいたします。	保健センター2階 こども支援課 《直通》027-220-5701 【4支所】

障害福祉サービス、特定医療費受給等

<p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 身体障害者手帳</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5711 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 療育手帳をお持ちの方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 ①療育手帳 ②マイナンバーを確認するための書類</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5711</p>
<p><input type="checkbox"/> 障害にかかる手当等を受けている方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 ①特別児童扶養手当証書（特別児童扶養手当受給者のみ） * 障害に係る手当…特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当等</p>	<p>027-220-5712 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> 自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付を受けている方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 ①自立支援医療受給者証 ②マイナンバーを確認するための書類</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5711</p>
<p><input type="checkbox"/> 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用されている方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 ①受給者証 ②マイナンバーを確認するための書類</p>	<p>027-220-5712</p>
<p><input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度に加入している方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 加入証書又は年金証書</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5714</p>
<p><input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方</p> <p>受給者証を持参して、変更届（窓口にあります）を提出してください。 《必要なもの》 世帯構成や加入医療保険によって異なりますので、難病支援係までお問い合わせください。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方</p> <p>受給者証を持参して、変更届（窓口にあります）を提出してください。 《必要なもの》 世帯構成や加入医療保険によって異なりますので、難病支援係までお問い合わせください。</p>	<p>保健所1階 保健予防課 《直通》027-220-5785 027-220-5787</p>
<p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、障害福祉サービス（精神）を受けている方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 こころの健康係までお問い合わせください。</p>	

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

水道・ごみ・市営墓地ほか

<p><input type="checkbox"/> 水道を使用している人</p> <p>水道の使用中止（解約）・開始の手続きをしてください。 ※連絡内容は、使用中止(開始)日・お客様番号（水道番号）・住所・氏名・電話番号・口座振替利用の方は振替継続の有無等です。 ※前橋市水道事業給水条例が給水契約の内容となります。給水条例は、前橋市ホームページをご覧ください。 https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/keieikikaku/gyomu/1/2/4386.html</p> 	<p>水道局1階 お客様センター 《直通》027-898-3300 市役所2階36番 水道局窓口 027-224-1111《内線》3200 インターネット（24h手続き可能） 左記二次元コード</p>
<p><input type="checkbox"/> ごみ収集カレンダーの配布</p> <p>該当する地区の、ごみ収集カレンダーを配布します。 ごみ分別アプリでも確認できます。 二次元QRコードからダウンロードできます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="778 801 912 972"> <p><iOS版></p>  </div> <div data-bbox="944 801 1114 972"> <p><Android版></p>  </div> </div>	<p>2階26番 ごみ政策課 《直通》027-898-6272</p>
<p><input type="checkbox"/> 新型コロナワクチン接種券について</p> <p>既に接種券が発行されている場合は、新たに発行手続きは不要です。 接種券に記載の住所地を二重線で消し、新住所地(前橋市内に限る。)に修正してお使いいただけます。</p>	<p>保健センター4階 保健予防課 予防接種係 《直通》027-212-3707</p>
<p><input type="checkbox"/> 市営住宅に入居中の方</p> <p>手続きが必要となりますので、詳しくは住宅供給公社へお問い合わせください。</p>	<p>8階 群馬県住宅供給公社 前橋支所 《直通》027-898-6986</p>
<p><input type="checkbox"/> 市営墓地を使用している方</p> <p>住所変更届及び使用許可書再交付申請書（窓口にあります）を提出してください。なお、郵送でのお手続きも可能です。</p>	<p>8階 公園緑地課 《直通》027-898-6845</p>
<p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>ガス、電気、電話、NHK、銀行、車の車検証等の変更が必要になりますので、ご注意ください。詳しくは各自お問い合わせください。</p>	

※ この表は、転居に伴う手続きのすべてを網羅している訳ではありませんので、ご了承ください。

各支所・市民サービスセンターの連絡先（代表）

前橋市役所 … 027-224-1111					
【支所】					
大胡	…	027-283-1111	宮城	…	027-283-2131
粕川	…	027-285-4111	富士見	…	027-288-2211
城南	…	027-268-2111			
【市民サービスセンター】					
上川淵	…	027-265-0455	桂萱	…	027-261-0111
東	…	027-251-2598	元総社	…	027-251-2243
南橋	…	027-231-2376			

前橋市地図情報システム

「さーちずまえばし」をご利用ください

「さーちずまえばし」は、市の施設のほか、学校区や避難所など生活に密着した情報から、都市計画用途地域、道路台帳平面図など、事業者の方が必要な情報まで、市の様々な地図情報をインターネット上で閲覧できるシステムです。

「さーちずまえばし」は下記URLからご利用いただけます

<http://searchizu-maebashi.geocloud.jp/webgis/?p=1>

※スマートフォンをご利用の方は右記二次元コードからもご利用いただけます



≪掲載情報の一例≫

子育て

『保育所（園）・幼稚園認可外保育施設等』『小学校・小学校区』『中学校・中学校区』等

福祉

『介護保険施設』『養護・軽費老人ホーム』等

安全・安心

『防災マップ』『交通事故多発地域』『防災協力事業所』

観光・文化

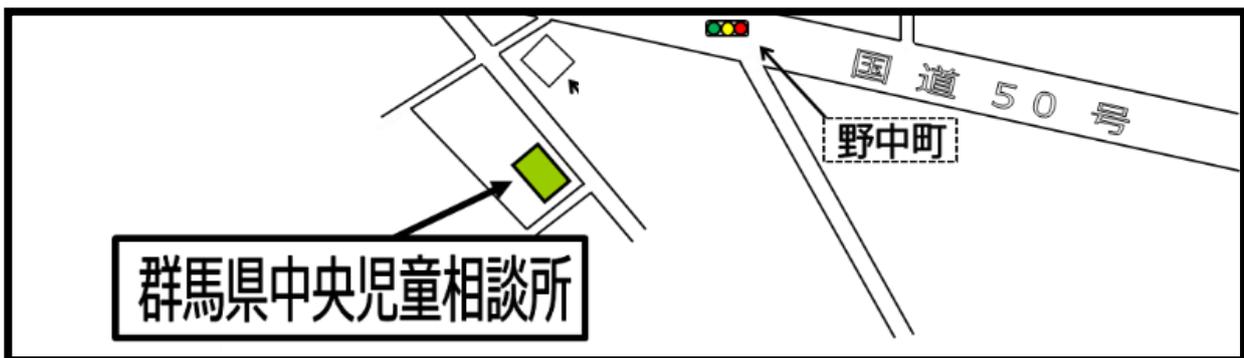
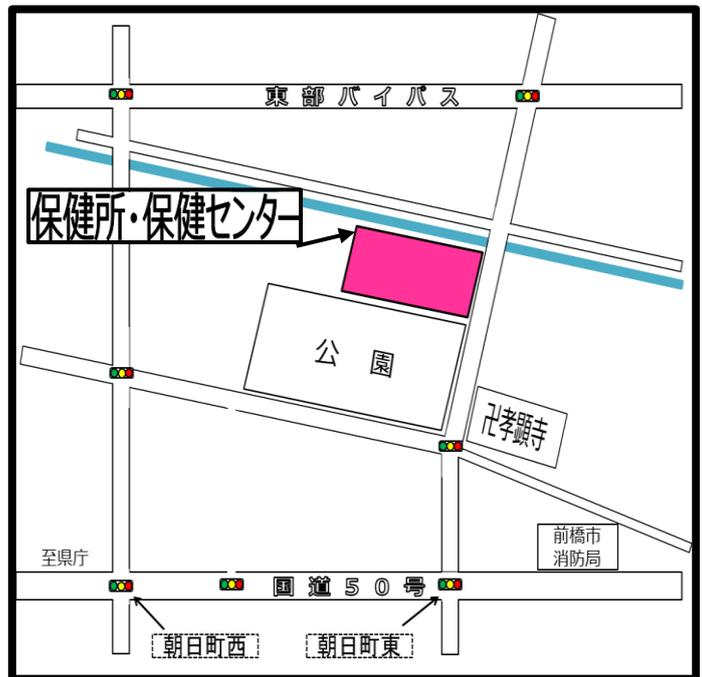
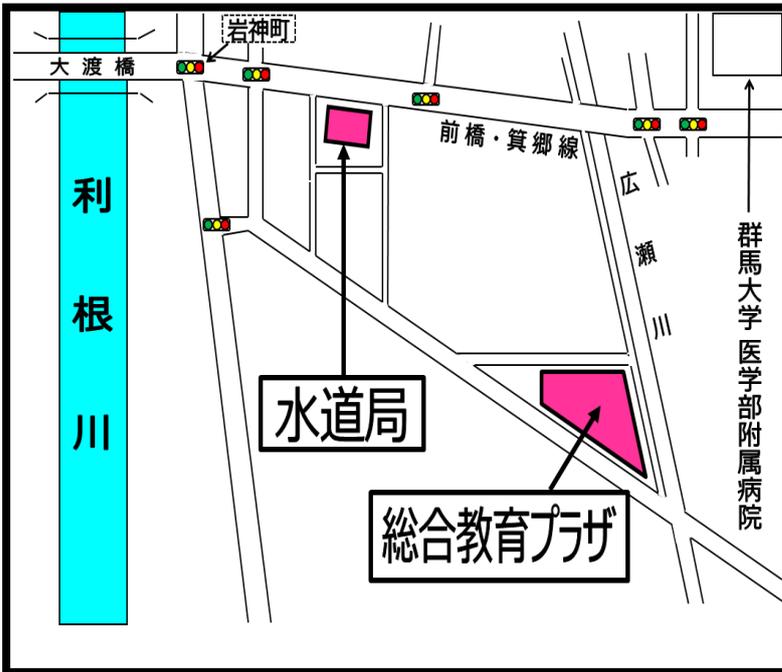
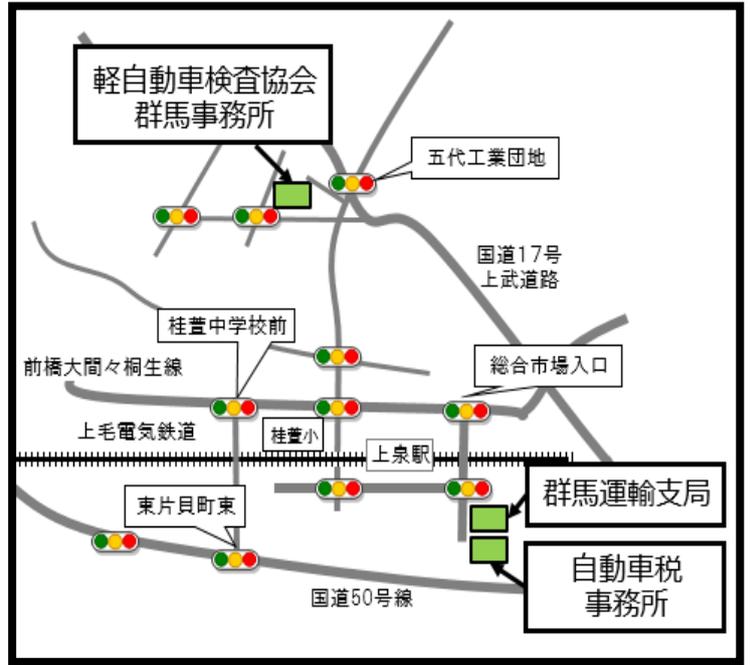
『観光スポット』『T-1グランプリ決勝進出店舗』『上毛かるたマップ』等

都市計画 道路

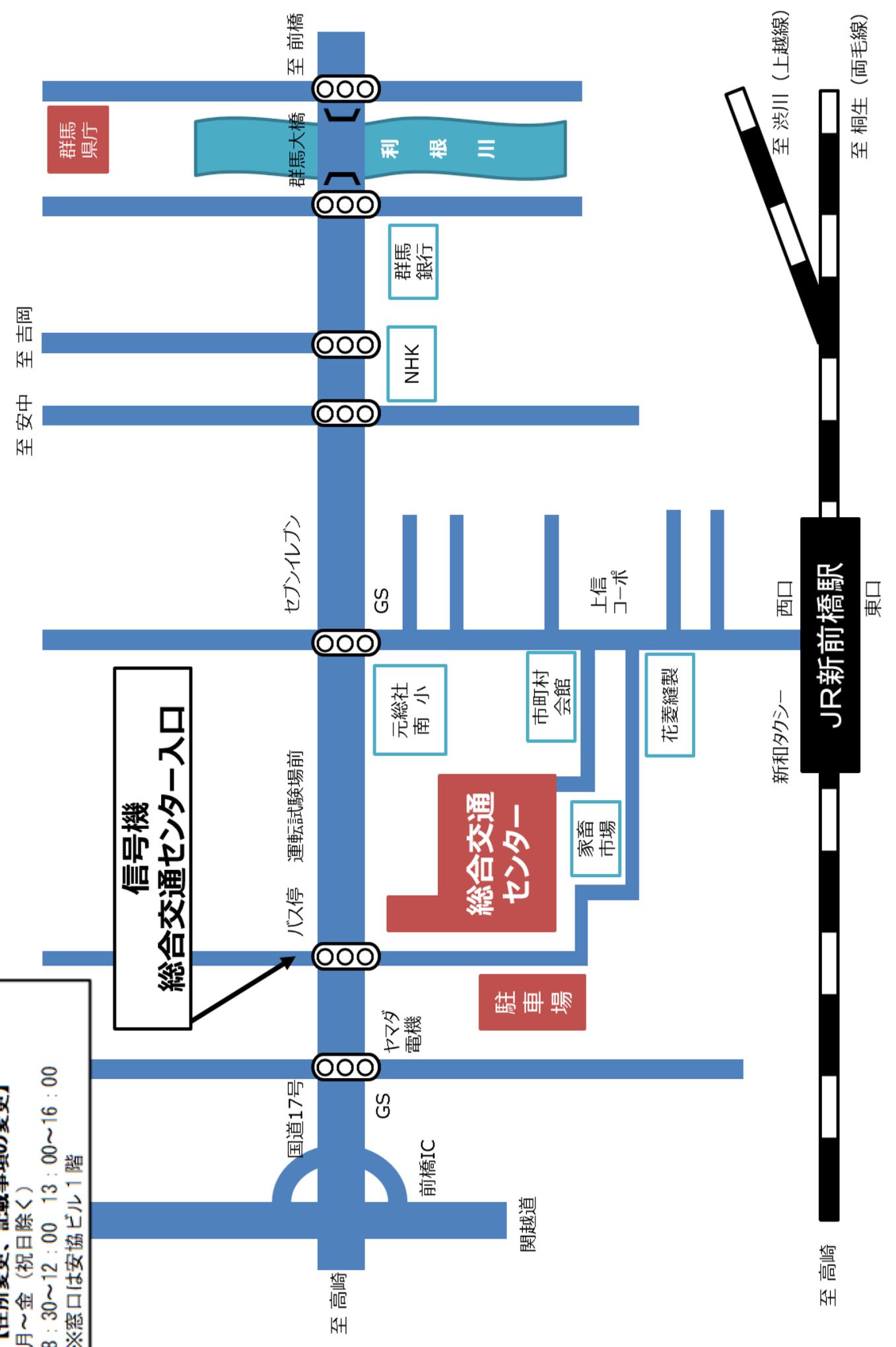
『都市計画区域』『用途地域等』『防火地域・準防火地域』『道路台帳平面図』等

上記はあくまで一例です。これ以外にも、様々なお役立ち情報を掲載しています。

案内図



所在地：前橋市元総社町80番地4
 電話番号：027-253-9300(代)
【住所変更、記載事項の変更】
 月～金（祝日除く）
 8：30～12：00 13：00～16：00
 ※窓口は安協ビル1階



前橋市役所 庁内案内図

2階



1階

